

(案)

災害等における愛知用水幹線水路機械設備の応急対策業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所で管理する愛知用水幹線水路機械設備に関し、地震・風水害その他による災害又は不測の事故、故障の発生並びに災害の発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）に独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所長（以下「甲」という。）が実施する応急対策業務に関し、これに必要な機械電気技術者、資機材並びに必要な機器類（以下「技術者等」という。）の提供について、株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害等の応急対策業務の協力要請は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

- 2 乙は、本協定締結後、技術者等の緊急連絡先及び愛知用水幹線水路機械設備までの派遣に要する所要時間を甲に対し、すみやかに通知するものとする。なお、その内容を変更する場合は、その都度通知するものとする。

(対象設備)

第3条 応急対策業務に対して、技術者等の提供を行う対象設備は、次のとおりとする。

- ・ポンプ設備
- ・水門設備
- ・除塵設備

※業務希望調査により、選定・提出した設備を応急対策業務とする。

(業務の要請)

第4条 甲は、災害等が発生したときは、その実状に応じて、乙に対し協力要請する業務内容、日時、場所を指定して技術者等の提供を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により行うものとする。
- 3 甲は、災害等により前項の規定によりがたいときは、乙に対し架電等による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して技術者等の提供の協力をを行うものとする。

(費用負担等)

第5条 前条の規定により乙が行った技術者等の提供に要した費用は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、着手後、施工内容が確定した時点で設計図書等に基づき、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲は、前条の協議が整ったときは、乙と遅延なく請負契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第6条 技術者等の提供の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼし

た場合又は技術者等に損害が生じた場合には、乙は、その事実を発生後遅延なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の適用される期間は、協定締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間の満了する日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し、この協定の変更、又は終了する旨の意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第9条 甲若しくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙において本協定参加資格の条件を満たさなくなった場合、若しくはこの協定の履行に当たり、乙が正当な理由なく要請に応じない等の不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所
所長 小栗 幸樹

乙 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(案)

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構

愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

緊急連絡先及び愛知用水幹線水路機械設備までの派遣に要する
所要時間について

標記について、「災害等における愛知用水幹線水路機械設備の応急対策業務に関する協定書」第2条第2項に基づき、通知します。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 緊急連絡先 | 1. 〇〇支店 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (会社) 2. 〇〇支店 営業担当 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 3. 〇〇支店 設計担当 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 4. 〇〇支店 工事担当 〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯) |
| 〇〇* ¹⁾ までの派遣に 要する所要時間 | 1. 〇〇支店 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 所要時間 〇* ²⁾ 時間 2. 〇〇工場 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 所要時間 〇* ²⁾ 時間 |

※1) 施設名については、別添資料に記載の対象施設を確認のうえ、記入すること。

複数の施設の協定を結ぶ場合はそれぞれの施設用に行を追加して作成すること。

※2) 愛知用水幹線水路機械設備までの派遣に要する所要時間は目安である。